



みくには  
ハートに愛

# みく に 便 り

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みになりました。  
病院・薬局での窓口対応についてお知らせいたします。

2024年12月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



## マイナ保険証(マイナンバーカード)をお持ちでない場合

次のどちらかをご利用ください。

### ○(今お持ちの)健康保険証

有効期限は最大1年間です。

転居・転職などで加入する保険者が変わる場合や、令和7年12月1日までに有効期限を迎える時点までです。

### ○資格確認書

まだマイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない既存の加入者については、令和7年12月2日までに協会けんぽが必要と判断した人に対して発行されます。

新規加入者については、令和6年12月2日以降資格取得届などによる本人からの申請に基づき会社を経由して発行されます。

## マイナ保険証をお持ちの場合

### ◆マイナ保険証をご利用ください

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードがマイナ保険証です。利用登録は、医療機関・薬局の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。

マイナ保険証を利用する際は、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください。

### ◆マイナンバーカードの有効期限

- ・ マイナンバーカードの有効期限は10年（未成年者は5年）です。カードに格納されている電子証明書の有効期限は5年です。
- ・ 電子証明書の有効期限は、マイナンバーカード券面の表に記載されています。

- ・ 電子証明書の有効期限の更新が必要な場合、お手元に更新を案内する有効期限通知書（封書）が届きます。
- ・ 有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関・薬局でマイナ保険証を利用される際、顔認証付きカードリーダーで更新アラートが表示されます。
- ・ 有効期限までに更新できないまま受診をしても、有効期限が切れてから3か月間は健康保険証として利用可能です。
- ※ 有効期限が切れた場合、マイナンバーカードの健康保険証以外の機能は利用できないため、お住いの自治体の窓口にて速やかに更新ください。

### ◆マイナ保険証で受付が上手くいかない場合

顔認証付きカードリーダーの不具合等資格確認を行えなかった場合は次のような対応となります。

○「マイナポータル画面」と「資格情報のお知らせ」を提示。

○上記を提示できない場合は、  
再診の場合…施設側で資格確認に必要な情報を把握していれば職員より口頭で確認  
初診の場合…職員より受け取る「被保険者資格申立書」に記入

### ※資格情報のお知らせとは？

- ・ マイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。
- ・ 単体では受診できません。資格確認を行えなかった場合に、マイナンバーカードとセットでご提示ください。
- ・ 協会けんぽでは令和6年9月以降事業者様経由で配布しています。

【厚労省HP マイナンバーカードの健康保険証利用について】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08277.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)